

内部監査の実施状況について

(令和4年3月31日現在)

神奈川県労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和3年10月13日 ～ 令和3年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>超過勤務命令簿の記入誤りにより、支給漏れ及び過払いが確認された。また、100km以上の行程の出張に対しICカードが使用され日当の支給漏れが確認された。</p> <p>その他については概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。</p>	<p>超過勤務手当の支給漏れ・過払いについてはすみやかに処理が進められすでに追給・回収処理が行われた。</p> <p>また、未払いの日当についても、速やかに旅費請求書が作成されすでに支給済みとなっている。</p> <p>今後は点検事務を複数の職員で行う等強化を図ることにより適正な事務処理を行うこととする。</p>
横浜南 労働基準監督署 他11署	令和3年11月15日 ～ 令和3年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>超過勤務手当の支給漏れが確認されたこと、また旅費請求処理が行われていない署がみられた。</p> <p>その他については概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。</p>	<p>超過勤務手当の支給漏れについてはすでに追給が行われており、今後は管理者を含めた点検事務の強化を図ることにより適正な事務処理を行うこととする。</p> <p>旅費請求については、局担当者から処理方法について指導を行いすでに支払処理が行われた。今後は作業方法について研修資料を確認し不透明点は速やかに局照会を行い解消を図ることとする。</p>
横浜 公共職業安定所 他14所 (内1出張所)	令和4年1月11日 ～ 令和4年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>超過勤務命令簿の記入誤りから、支払われた超過勤務手当の時間数の過少報告がみられた。</p> <p>その他については概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。</p>	<p>過少報告分は月合計時間から追及額は発生しなかったが、今後の超過勤務命令簿の作成については確認体制を強化することにより適正な事務処理を行うこととする。</p> <p>また、その他の軽微な誤りについても点検事務の徹底により適正な事務処理を行うこととする。</p>